

問Ⅵ - 6 - ⑤ (別表H)

別表Hにおいて、公益目的保有財産のうち時価法を適用する金融資産の時価評価損益の取扱いについて教えてください。

答

- 1 時価法を適用する金融資産の時価評価損益の扱いについては、同資産が公益目的保有財産の場合、時価評価損益を毎事業年度の別表Hに記載せず、公益認定の取消し等の際の最終提出事業年度の別表Hで一括して調整すれば足りるものですが、この「反映させない」方法の場合でも、金融資産の取得時の価額等の記録を保存するなどして適切に計算できるようにしておく必要がある趣旨を明記したものです（保存すべき記録としては、金融資産の取得時期、時価、口数等の情報が考えられます。）。

※ 公益認定取消し等の際には、公益目的事業財産の残高のうち時価のある公益目的保有財産については、時価評価した価額（時価のないものは適正な帳簿価額）、公益目的保有財産以外の公益目的事業財産については適正な帳簿価額に基づく損益等の増減差額による公益目的増減差額を算定し、最終的に公益目的取得財産残額を確定することとなっています（認定規則第49条・第50条・第50条の2参照）。

- 2 なお、法人の選択により、各事業年度の末日時点における別表Hにおいて、時価評価損益を每期反映させることも可能としています。この場合、公益認定の取消し等の際の最終提出事業年度の別表Hにおいて一括して調整することは不要となります。
（法人によっては、公益認定の際に公益目的保有財産として保有していた上場株式等の時価が事業年度末日において下落している場合も想定されます。この場合、上記の「反映させる」方法を選択することによって、公益認定の取消し等の際に法人が実態よりも多額の財産を贈与しなければならないという誤解を、予防することにつながります。）
- 3 今回の府令改正では、毎事業年度の公益目的増減差額はゼロ以上となる旨を明確化しました（改正の趣旨につきましては問Ⅵ - 6 - ②をご参照ください。）。これに伴い、別表Hの記載上も、実務上誤解・混乱が生じないようにするため、時価評価損益の反映の有無に関わらず、1欄がマイナスとなる場合は、自動的にゼロに補正されることとなります。今後の制度改正までの間に実際に公益認定の取消し等があり、公益目的取得財産残額が実態以上に増額又は減額されていることが判明した場合には、認定法施行規則第50条に従って適正な額に調整することとなります。1でお示しした、「反映させない」方法を選択されている場合には、金融資産の取得時の価額等の記録を保存するなどして適切に計算できるようにしておくようにしてください。

※ 金融資産の時価評価損益を別表Hに「反映させない」方法と「反映させる」方法について、考えられる選択パターンは、次のとおりです。

[すでに別表Hにおいて時価評価損益を反映して報告している公益法人]

a) 「反映させる」方法を選択し継続する

[別表Hにおいて時価評価損益を反映させていない公益法人]

b) 「反映させない」方法を継続する（ただし、時価情報等を整理保存する）

c) 任意の事業年度において「反映させる」方法へ変更し、以後は継続する

(参照条文)

認定規則第 49 条 行政庁が法第二十九条第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）における法第三十条第二項の公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。

- 一 法第二十二条の規定により提出された財産目録等に係る事業年度のうち最も遅いもの（次号及び次条において「最終提出事業年度」という。）の末日における公益目的増減差額
- 二 最終提出事業年度の末日において公益目的保有財産（法第十八条第六号に掲げる財産を除く。次条において同じ。）であった財産の当該公益認定の取消しの日又は合併の日の前日（以下「取消し等の日」という。）における価額の合計額

認定規則第 50 条 認定取消法人等は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が前条の額と異なるときは、同日（公益法人が合併により消滅する場合にあっては、当該合併の日。第五十一条において同じ。）から三箇月以内に、様式第十二号による報告書を行政庁に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 最終提出事業年度の末日の翌日から取消し等の日までの公益目的増減差額の変動の明細を明らかにした書類
- 二 取消し等の日における公益目的保有財産の価額の根拠を記載した書類
- 三 前項の報告書及び前二号の書類に記載された事実を証する書類

3 第一項に規定する取消し等の日における公益目的取得財産残額は、次に掲げる額の合計額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。

- 一 取消し等の日における公益目的増減差額
- 二 取消し等の日における公益目的保有財産の価額の合計額

4 行政庁は、取消し等の日における公益目的取得財産残額が、前条の額と異なることを認めるときは、前条の額を増額し、又は減額する。

認定規則第 50 条の 2 認定取消法人等は、取消し等の日の属する事業年度の開始の日から取消し等の日までの期間に係る一般社団・財団法人法第百二十三条第二項（一般社団・財団法人法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類及びその附属明細書に記載し、又は記録すべき事項を記載した書類を作成しなければならない。

2 認定取消法人等は、前条第一項に掲げる場合においては、前条第二項に掲げる書類に加え、前項に掲げる書類を添付しなければならない。